総代選挙の公告

魚沼市土地改良区告示第 3 号

魚沼市土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令 和 7 年 8 月 24 日

魚沼市土地改良区 理事長 榎 本 春 実

記

1 選挙の期日

令 和 7 年 8 月 31 日

2 投票開始時刻

午前 7時 00分

3 投票終了時刻

午後 5時 00分

4 選挙する総代の数

選挙区	大 字 名	定数
全選挙区	堀之内、与五郎新田、大石、下倉、田戸、根小屋、竜光、新道島、下新田、下島、田川、和長島、徳田、吉水、原、明神、中野地、青島、小出島、四日町、大塚新田、古新田、佐梨、中原、上原、干溝、虫野、伊勢島、原虫野、板木、大浦、井口、原、上原、干溝、虫野、伊勢島、原虫野、板木、大浦、井口、京、上田市、七日市新田、吉田、大沢、藩、田、、安京、田、田中、東山、親柄、横瀬、口、新田、小庭、新田、山田、中京、中島、中京、田、江口、新田、山田、中京、中島、中京新田、江口、新田、海田、市、中家、福田新田、河川、東野名、福田、田、西、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、河川、東野名、福田、田、田、田、大倉川、東野名、横根、芋鞘、大台川、南新田、高倉、福山新田、穴沢、大栃山、平野又、横根、芋鞘、大白川	58人

- 5 投票用紙に記載する総代の数
- 1人

- 6 その他
 - (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
 - (2) 総代の候補を推薦する者(組合員10人以上)は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
 - (3) (1)及び(2)の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
 - (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
 - (5) 選挙区の総代の候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあっては、(4)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。